第11回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成26年7月16日(水) 午後1時30分~午後3時30分 大手公民館 視聴覚室

出席委員(欠席委員4名) 荒牧委員、高野尾委員、西森委員、豊嶋委員、小林委員、中島委員 蟻川委員、竹平委員、石井委員、江原委員、斎藤委員

1 開会

2 あいさつ

(会長)

この間、OECD 経済協力開発機構からいろいろ調査結果が出て、先生たちは非常に多忙だという異様な状況に先生たちは OECD 加盟国の中の非常に多忙になっているとですね。さらに、子どもの貧困対策法に基づく、子どもの貧困対策の計画の方向性というものが出されています。この松本の子どもにやさしいまちづくり計画にも念頭に置いていきたいと思っています。長野県が、未来を担う子どもの支援に関する条例というのを制定しました。県レベルの条例は子育て支援が多いんですが、長野県は子どもというものを基本に置いて条例を作ったということで、松本市と連携をしながらですね、進めていければいいなと思っております。ただ、松本の条例のほうが、子どもにとってふさわしいものですので、県全体にもインパクトを与えられるような、そういう条例の実施あるいは計画をできればいいなと思っております。

3 会議事項 (要旨)

(会長)

今日の審議を持って、松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画(案)についての議論は終わりにして、これをもとに市長に報告をします。その上で行政が検討し、パブリックコメント等をかけ、さらに検討し、来年の4月から計画を執行するということになります。もちろんこども部を中心としながら、この計画でどうしても実施していこうということは、予算等の配慮などしていくことになるとは思います。最終的に内容については皆さんに報告しますけれども、私と高野尾さんと事務局の方に任せていただくというかたちでよろしくお願いします。

では、お手元の報告書について、先ず私のはしがきが入ることになります。そして 第1章の推進計画の検討経過についてですが、特にP3の3以降のところでですね、 3から6にかけて、自分が言ったことがちゃんとまとめられていないとか、自分の言 ったことが全然入っていないとかいうようなことがありましたらご意見ください。だた、全部の意見が入っているわけではないのですし、表記の仕方は当然、たとえば(1)のアの「学習支援を居場所でやっているところがある」、というのは、「居場所で行っている」になりますし、イの3番目のところ「子どもの施設を造る時、子どもの意見を充分聴いて欲しい」という、「欲しい」とかいう表現も使いません。

(委員)

P5の(4) ウの2「保健師、保育士、教職員が年代毎にコーディネーター的な機能を果たせると良い」というのが、表現がちがうと思うんですが、年代を追ってコーディネートするような存在が必要、というニュアンスだったように記憶しているんですが。

(会長)

保健師、保育士、先生方が、子どもの年代毎にコーディネーター的な機能を果せるようにということだったか、議事録を確認します。

(委員)

子どもの図書館の件ですが、「いのちや権利のコーナーを」っていうのが入っていな いとおもうんですが

(会長)

それも確認します。確実に発言ありましたので…

気がついたら、あの、一週間くらいは猶予が十分ありますので、修正ありましたら 聞かせていただくということでいいですか?

それでは、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画(案)」について、皆さんの ご意見をもとに修正した部分については赤訂正していますがご意見どうでしょうか。 (委員)

一番最初の「市長から子どもの権利について検討するよう指示があり、またこども 部としても」はいらないと思うんですけど、なんか市長から言われたからやりました っていうイメージで、市長から言われたからではなくて、松本市では、子どもの権利 が必要だったから、という文章でいいと思うんですけど。

(委員)

これあってもいいと思います。やっぱり、市長の方針とこども部の方針、両方事実なら、書いといてもいいんじゃないですか。

(事務局)

一般的に行政が計画書をつくるときにはこうは書かないと思います。 松本市がつくるものに対して市長から指示があったからということは書きません。

(委員)

必要だと思ったからやった、という表現のほうがいいと思います。

(委員)

そうだとすると、3行目の「必要ではないかと考え」ではなくて「必要であると考え」のほうがいいんじゃないですか。

(会長)

そのように修正します。

では、P10について、札幌市は条例に基づく計画と、次世代の計画と、それから 新制度に基づく計画を子ども未来局未来部で一つの計画にして、それで総合計画にす るのですが、結局一部二部各というふうにするのか、いろいろこう、組み込みながら するのか、ということを模索しているというところです。計画を含めて総合計画とい うふうにするのか、それともまちづくり推進計画があり、次世代、新制度の計画にす るのかというようなことについて関係者のところでもっと検討することになると思う んです。

子どもにやさしいまちづくり推進計画を、市の方で次世代と新制度を含めてどういうふうな関連の取り扱いをするのか、また全体の子ども計画みたいにして、新制度を後でくっつけるのかとか、いろいろ検討することになるのではないかと思います。見方としてこういうふうな図の位置づけになりますよ、という参考図のようなかたちで入れておくほうがいいと思います。

それから、下の「地域」に NPO、市民団体を、「子ども関係の施設」に学校等を明示するようにしたいと思います。 つまり、この計画は行政、市民、学校、地域それぞれが役割を果たして連携していかなければダメなんだということを示すためにも入れたほうがいいと思います。

今三つ提案して、一つは参考図としての計画の位置づけ、二つ目にはこの計画というものを位置づけるきっかけをもう一度検討するということ、三つ目に、下の方のところに NPO 市民団体というのが見えるようにするということです。

(委員)

現段階だと、地域づくり計画と、食育とかスマイルライフとか、並列にあるのはちょっと違和感がありますね。子ども子育て支援事業計画の位置づけについても。あと、下の図のところで、地域のところに、NPO市民団体に加えて、大学等についても明記してもいいのかと思います。

(会長)

大学はいろいろなかたちでやっていますので、それはぜひ。例えば八千代市は、東京聖徳大学と提携をして、先生がスーパーバイザーで何年間か研修を受けて、電話相談をすると、近いから、非常に話しやすいというので、電話がかかってきたりする。いろんなかたちで大学や大学のサークルや連携というのがいっそう模索することになると思います。

(委員)

下の図で、「子ども施設」とは子どもに関連した施設っていう意味ですか?学校とか(会長)

学校だけでなく、保育園とか、児童館とかですね、最終的に市民の皆さんが分かり やすいように少しカッコに入れたりしましょう。

(委員)

県のほうでいじめ条例っていうようなのが出てますよね、つくりなさいっていうの が出てますが、それは、松本市においては、この子ども条例があるからいいのか、ま た別に考えるのか。

(事務局)

法的にいじめの防止の計画をつくりなさい、ということになっていますので。県が 条例をつくるということのようなので、松本市ももう一度そこを条例にするのか、両 方でやるのか、という検討を始める、というところまで聞いております。

(会長)

子どもの権利条例を持っているところでもですね、いじめ条例をつくることを検討しようとしているところがあって、それはやっぱり子どもに関する部署が教育委員会と十分にコミュニケーションがとれていないところです。こども育成課は教育委員会と協力しながら、最終的にはおとなの都合じゃなくって、子どもにとって最もいいように取り組むということが必要だと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(委員)

P13の(ウ)アルプキッズの支援に関わって、「保育園・幼稚園・学校への巡回支援」とありますが、もう一つ児童福祉施設も関係しているかと思います。

(委員)

P12の「NPO 長野県子どもサポートセンター」とありますが、これはあの、穂高にあるとこですか?

(事務局)

教育委員会に確認します。

(委員)

P16 (8) アの「子ども向けパンフレット」について、子どもの権利ノートという子どもの権利条約を進める会が出したものらしいんですが、このようなものがあるといいですね。お金がかかるかもしれませんが。

(委員)

P14の、子どもの健康について(6)が増えてるんですけど、イとウに「行います」とありますが、これは今後やることですか?

(事務局)

やっていますに変更します。

(会長)

では第3章からいきます。

P28の基本目標の6について、施策の方向の中に具体化されていなかった部分もあるので、いろいろと検討した結果、施策の方向7に入れようと思います。新しく別に子どもの再挑戦のための環境づくりとして、就労支援や自立支援というのを含めるかたちにしています。それから、子育て支援者への支援、子育て支援のための環境づくりは、次世代の育成制度構造計画と合体すべきという意味でここに入れた体系になっています。

ご意見がないようでしたら第4章にいきます。

(委員)

たとえば「ともに」とか片方漢字、片方平仮名とか、そういうのはいいですか?

(会長)

それは直すようにしていますけど、言ってもらった方がいいです。

(委員)

前回、アレルギー食のことでお聞きした時に、アレルギー自身を減らすような対策 を病院などと考えていくことも大事だという話も出たと思うんですけど、それは子ど ものいのちを守るというとこには入らないんですか?

(委員)

減らす取り組みっていうのは、なかなか実施的にやるのって難しいような気がする んですけど、アレルギーに関する学習を推進するみたいなことは必要だと思っていて、 親御さんが無関心なゆえに、アトピー性皮膚炎が非常に激しいようなお子さんにもと きに出会うので、アレルギーに関する学習を推進するということは記載できるんです かね?

(委員)

学校給食課で、親子向けに、あるいは親向けに、そういうアレルギー対策に関する 勉強会みたいなのもやっていますので、それを入れることと、根本的に増え続けるア レルギーを考えるのが子どものためと思います。

(会長)

学習というかアレルギーについての知識をきちんと提供しないとないと、子どもたちに対する偏見とかいじめとかにつながりますし、同時にアレルギーを減らしていく取り組みをどのように表現していくのか、要は学校と健康の部署が連携してやることが必要なので、アレルギー対応食とか、アレルギーに関わる知識を向上させるということでしょうか。

(委員)

アレルギーとは、虫とか蜂とかそれから…食事ばかりじゃないですね。

(事務局)

アレルギーはこの 10 年くらいで、ほんとにたくさん大勢のお子さんが素因として持ってきて大きくなっています。お母さんたちが持ってなくてもお子さんが持っていることがあり、妊娠中からつなげたかたちでの取り組みというは必要と感じています。ただ、アレルギーを減らすっていうこと自体が、環境的な部分もあって、非常に難しいところでと思います。アレルギー自体を知りながら、どういう生活スタイルがいいかということを、考えてくきっかけを提供していくことは必要と感じているので、こちらの方の事業でも組み込んでいきたいと思っております。

(委員)

例えば医療機関では、子どものアレルギーっていうのは、ちょっとずつ増やしていって、もちろん医者と連携しなければできない危険なことなんですけども、卵を食べれるようになったり牛乳飲めるようになったりという子がいることを考えると、医療関係等いろんなところと関係して、考えていくのは大事だなと。

(会長)

これについては、健康づくり課と教育委員会と話し合って一つの項目に入れてもら

って表現できれば一つの項目にするし、もしできなければもう一つの項目にするとか して、アレルギーに関わる知識というものを持つと同時に、連携とかを進めますとい うことで、表現については任せていただいてよろしいですか?

(委員)

食育の機会均等法をはかるって、意味がよくわかりません。アレルギーを持つ児童・ 生徒に対して、他の子と同様に食育の機会均等法をはかる、とい内容についてイメー ジがわかないんですが。

(事務局)

機会均等化についてはおっしゃる通りですね。食育をはかるならいいけど、機会均 等化っていうとなんか特別なことを連想されるような…

(委員)

まず一緒にちゃんと扱いますよっていう趣旨だと思ったんですけども、カットしてもいいと思います。

(委員)

最後にアレルギー対応食って書いてあると、食物アレルギーオンリーだけになって しまうので、もっとアレルギーは広範囲でありますから。

(会長)

これを学校の責任にするのはあまりにも問題が大きいので、学校ごと対応は無理ですし、連携という方向で今後考慮していくことにしましょう。

8の「関係機関といのちの連携を図ります」という表現ですが、通常の文章だと、 関係機関と連携をして子どものいのちを守ります、と言うんでしょうが、これだと分 かりづらいです。

(委員)

P30の推進施策1の4の図書館の関係ですが。本だと本に限定されるので、資料としていただいたほうがいいかなと思います。

(会長)

推進施策1に「読み聞かせや紙芝居をとおして」とありますが、一つは、子どもの権利について、読み聞かせや紙芝居、学校教育社会教育等を通じて多様な方向や場で普及啓発をするということ、二つ目に、今行われている様々な人権の啓発のなかに子どもの権利ってものを入れるということ、2つに分けないと文章の意味がないですね。それから推進施策2の3について、保育園や保健センターの職員も担当しなくていいですか。こども育成課が主担当ということでしょうけれども。

(事務局)

保育園、健康づくり課でも協力はしますが、担当をこども育成課と考えています。 (会長)

支援を自覚するため関係課を入れたほうがいいですね。

また、推進施策1については分かりにくいので、条例や条約を含む子どもの権利について読み聞かせや紙芝居、あるいは学校教育や社会教育等を通じて、多様な方向や場で、普及啓発、及び学習教育に取り組みます。また、現在行われている人権につい

ての普及啓発や、学びの場に、子どもの権利に関する視点を取り入れるようにします、 としてはどうでしょうか。

乳幼児期の読み聞かせをしていくことは松本市の計画の特徴でもあるので、ぜひ紙 芝居の改訂版をつくったり、子どものいのちや子どもの権利に関わるような、本のリストとかつくることをしてほしいですね。

(委員)

おとなっていうのは平仮名表記なんですけど、これは松本独自なのでしょうか。 (会長)

事務局で、大人って漢字だったとこも全部平仮名に変えたっていうのが実態です。 (事務局)

条例をつくるときに、大人は平仮名表記にしましょうということで、条例自体は大 人は平仮名表記です。

(会長)

P31の施策の方向3では「こころの鈴」をいかに充実させるかということとともに、関係の相談機関と連携しながら、子どもたちのSOSをちゃんと受け止めると同時に、効果的な救済につながるようにすることがカギになります。いじめの条例についても、教育委員会のつくる補助機関とこころの鈴は連携して、子どもたちの関係を調整することが必要だということなんですが。

(委員)

P31の推進施策1の5ですが、こころの鈴の職員が施設や学校に出向き相談を受けます。という点で、積極的に相談を受け入れるのか、連携をするのかあやふやな印象を受けるのですが。

(会長)

子どもたちからすると、スクールカウンセラーに相談したことがすぐこころの鈴に 行くのは困るんですよね。スクールカウンセラーが、こういう問題は子どもたちの関 係をつくって、こういう問題はこころの鈴に行くと解決してくれるよ、と伝えてもら える趣旨なんです。

(委員)

現在、学校に出向いて時間を予約してスクールカウンセラーに相談している親子は どうするんでしょうか。

(委員)

スクールカウンセラーに時間をとっていただいて、相談をぶつけるのが今のパターンですよね。だけど、学校へ出向き相談を受けるってことは、子どもが何か悩みを抱えていて、こころの鈴の職員にぶつけるってことですよね。直接こころの鈴にメールか電話で個人的に悩みを打ち明けてるっていうのがあるので、学校に来て相談に乗るのではなくて、秘密の相談をしているのがこころの鈴のいいところじゃないですかね。出向いて相談を受けますっていうのは、今の段階では…どうですかね。

(会長)

この趣旨は、子どもたちのいる場所に出向いて、一緒に遊んだり、日常的な活動で

子どもたちといろいろ関係をつくったりする中で、そういうことも大変だねっていうようなことをしながら相談を受けるんです。

例えば児童センターで一緒に遊んだり、学校に行って紙芝居したりとか授業したりして、一緒にちょっと遊んだりする中で関係をつくり、そのあとで話をすると、実はこういうことヤなんだ、とかいうふうな声なんかが出てきたときに、相談から救済へ持っていく場合もあるっていうことです。基本的には6も同様の内容です。

ところで、スクールカウンセラーは週1回ですか?

(委員)

週1回は来てないですね。

(会長)

子どもたちにとって必要であればスクールカウンセラーをもっと増やしていくとか、いじめ防止対策推進法からすれば、スクールカウンセラーと、心理と福祉の専門家プラス学校の教職員で組織をつくるのですから。

学校がスクールカウンセラーをもっと充実させてほしいということであれば、当然この計画の中で報告するということになるんですね。また、スクールソーシャルワーカーについても、子ども貧困対策法に基づく計画等の中で今後充実させるということになると思いますね。スクールソーシャルワーカーのようなコーディネーター的な機能を果す人がやっぱりいると、少なくとも先生たちの負担は相当減ります。

では、学校の出前相談ということは抜くとして、松本はスクールカウンセラーを充 実したほうがいいと思いますね。

(委員)

相談員と擁護委員も質をあげるというか、自分たちも勉強して、それ自体の質をあげていくのは大切ですね。

(会長)

相談体制を強化し、相談救済の質の向上をはかりますとか、表現を工夫します。

(委員)

はぐルッポについての説明が欄外にあるんですが、他にも信州版コミュニティスクールなどについてもわかりやすく書いてもらえるといいんですが。

(委員)

P25に、トライやるエコスクールと学校サポート事業には注釈が入っているんですけど、P32の生きる力育成事業の注釈が必要かと。

(会長)

分かりにくいところには注釈を入れるようにします。

P32の推進施策1の1に、松本市で子ども会議というのをつくるということがあります。さらに推進施策3の1に、児童センター等でも子ども運営委員会を開くということで児童館の運営部も随分変わってくると思いますし、少しずつしくみを新たに設けるというところは、大きな変化ですね。また推進施策1の5に、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供をします、とありますが、情報というものをちゃんと子どもたちに提供しようと、いうことは結構意識したんですね。どうしても大人の視

点で、大人の都合のいい情報提供がされることが多いので、子どもにとってふさわしく、分かりやすいということを意識してやるってことが必要です。

(委員)

推進施策2の1と2の違いが分からないのですが、どんなイメージを持っていますか。

(会長)

2は、児童会、生徒会、学級会も子どもの意見を聴き反映するしくみの一つとして ちゃんと位置づける。さらに、子どもに関わるいろんなことを決めていったり、学校 行事を決めていったりとか、組織として子どもと協議するような場を持ちなさいとい うことです。例えば、生徒会、教師、保護者が一緒になって、こういうことしていき ましょうという三者協議会とか四者協議会のようなしくみを検討するということです。 1については基本的に、子どもたちが意見を持ったり意見を言えるような力をつけて いくってことと同時に、より意見が言いやすいような環境づくりをしていくことです。 だから、1は実践的な課題で、2は制度的しくみ的なものということです。

(委員)

子どものコミュニケーション能力を高めることにつながっていくような気がします。 (会長)

現にコミュニケーション能力を高めることは、学校教育の柱の一つになっていて、そういう取り組みをする中でさらに子どもたちが意見を持ったりお互いに意見を言えたり聴けたりするっていうのをよりいっそう学校として進めていく、そのなかに子どもたちの権利を保障するという観点を入れていくということで、いわゆる、子どもたちが意見を持ち、意見が言えるような力をさらに付け、子どもたちの意見が言いやすい環境づくり、関係づくりにつとめますという感じです。

次に、P35の施策の方向7についてですが、学校支援というのを特に項目を別にして、スクールカウンセラーなどの学校支援についての項目を入れてかないと、もちろん教職員に対する支援とかも入れてですね。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについても、市として新たな構想を持ってもいいと思うんですね。例えば、保健師さんの体制すごく充実しているので、あるぷキッズを参考にスクールカウンセラーとソーシャルワーカーと保健師さんがチームになって、学校と協力をしながら子どもたちのサポートについて考えるとか。また、試験的なチームをつくって、学校教職員をサポートするような、体制ができないかと。

条例をつくるときも、これ以上学校を追い詰めない、教師を追い詰めない、という 発想で向かうんではなくて、理解できるような条件とか環境とか支援とかいうのを充 実させることによって、親が子育てができるようにしていく、学校が教育できるよう にしていく、というのが条例の発想ですし、計画の基本的な発想です。

もし皆さんが合意をしていただけるのなら施策の方向7の子育て支援者への支援というところの次に、学校教職員への支援とかいうのを入れて、いくつかの項目をピックアップするということができるといいなと思うんですけども。

(委員)

ペアレントトレーニングに対して、ティーチャーズトレーニングというパソコンのトレーニングを試そうかというような村があります。例えばある子どもについてクラスで困ってるとき、とりあえず先生がトレーニングするプログラムで、奈良県でも提案されているようですがここに入れることもできますか。

(委員)

イメージが湧かないですけど、教師の資質の向上のためのものであったとすると、 それに費やす時間と、負担が大きくなりますよね。

(会長)

研修についてはですね、やっぱり、学校現場が望む研修をする必要があると思っています。一人の先生が研修に行っているとその穴埋めのためにどうするかという大変さもありますし。実際には研修が山ほどあって、一番大事な子どもたちに向き合うことができない状況で、最終的には子どもたちに影響を及ぼしているというのはあります。この条例は、子ども支援、子どもたちに関わる人たちを支援するための条件整備をするという発想ですので。

(委員)

P33の推進施策2の3にこどもプラザを入れていただいたら、つどいの広場が抜けているので、追加してください。

(会長)

施策の方向6はどうでしょうか?

(委員)

P34の推進施策2の4,5について、「地区子育て会議」と「地区子どもにやさしいまちづくり委員会」というのは、信州版コミュニティスクールの松本版もありますし、今地域づくり課ができてその計画が進行し、組織が再編されて、これを担える組織がある地区もあると思いますし、限定してまたつくるにはすごく負担じゃないかと思います。つくることありきというか。

(事務局)

委員会ばかり設けるのは無理がありますので、今ある会の中で子どもに関することを地域の課題として取り入れていくという意味ですが。話合いの場を設ける等、表記の仕方は変えるようにします。

(会長)

4は福祉で、5はもっと広くとかいうのであれば、もし組織をつくるんだったら、 広くのところで全部一括できますし。

(事務局)

組織や委員会をつくって計画をつくります、というのは堅い表現で、地域の中で子どもたちのことを真剣に話し合う場をつくって、どうやっていこうかみんなで考えましょうっていうことがまず基本なので、そこをどう表現できるかということです。

(会長)

ただ、つくるってこと、そういう場を設けるということを書いておかないと。 あと子ども会育成会は活発にやっていますし、そこが子どもたちの参加の場であり、 成長の場であると同時に、地域を活性するということで充実させるような項目があってもと思います。また、施策の方向7のところについては、学習支援、ライフ相談ということで、再挑戦のための環境づくりっていうのを入れています。

ここは自立支援のための相談機関と連携、不登校や外国籍の子ども支援団体との連携、子どもの再挑戦に向けた支援のいっそう充実について検討していくということです。

ここの項目の一つに、学校教職員というか学校への支援というのを入れて、具体的に言えば、スクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカーっていうことについての充実ということですが、教職員の孤立化ということが社会問題にもなっているので、先生方の率直に相談できる体制を強化することも必要だと思います。

(委員)

校医さんじゃなくて、各校に配置されて先生方と気楽に話のできるスクールドクターというものがあるといいですね。

(委員)

心療内科みたいなものでしょうか。

(会長)

ここだけで話合いをしても現実的ではないので、学校の支援体制を検討するという ことでいいでしょうか。

(委員)

P35の推進施策1の、子どもの再挑戦のための環境づくりですが、たとえ失敗しても、というこの失敗の概念が気になって、社会的な支援のことと関連してくると、不登校のことを言っていると一般市民の人たちは受け取るのではないかと。私としては、不登校を失敗とは捉えてないので、失敗ってとられるとすごい嫌だなと思います。(会長)

施策としても、決して不登校だけの問題だけではなく、就労支援とか自立支援とか を入れていますし、寄り道したりとかいろいろなことができる、というのが条例のと きの原理ですので。もしそういう心配があるんだったら、たとえ失敗しても、はカッ トします。

(委員)

学校に来たいろんな相談について相談できる顧問弁護士のような人がいるといいで すね。

(会長)

アメリカなんかだとスクールロウヤーっていうんですよ。日本でも、児相の弁護士 のような人が教育委員会にいるところがあるんですが、こころの鈴の擁護委員に弁護 士もいますので、先生が悩んだときにはこころの鈴に相談してもらうこともできます。 (委員)

P35の推進施策2の6で、こころの鈴において、保護者が相談しやすくなる運営、 とわかりやすくて良いと思うんですが、保護者だけでなく、支援者とするか、子ども に関わるおとなと書いたほうがいいと思います。

(会長)

子どもの問題で教職員の悩みはたくさんで、それこそ明日の授業どうするかとか、 いろいろな対応どうするかとか、教育委員会が受け付けているという建前なんですが、 実際に、教育委員会に相談する教師はあんまりいないです。教育委員会の相談窓口は、 だいたい親からが多いですよね。校長先生管理職の人たちができるだけ一生懸命受け 付けている状況で、管理職の負担をもう少し減らしたいし、教職員が安心して相談で きるような体制を充実させるということを入れたいです。

ではP36の5章、成果指標について、行政の計画では具体的に数値目標等並べていくんですが、当面ですね、どのようなかたちで施策の成果を見ていくかということについては、この委員会で検討した上でやっていけばと思っているので、委員会の報告からは、カットするという方向で行きたいと思っているんですけれども。

全体的にもう少し文章を整理して、完成系をみなさんのところに送って、9月に市 長に報告する予定です。

今後は、計画の推進体制1の(1)にある部分を検討したいと思います。つまり市の関係部署、関係機関、市民がどういう情報をどういうふうに共有したり集めたりしてゆけば、松本市全体の子どもたちを育んでゆくことになるか、また、子どもたちの実態、松本市の取り組み、市民の取り組み、関係機関の取り組みを含めて、情報を集めたり共有したり発信していくことでどういう連携できるのかという議論をしたいと思います。

では、次回の日程については改めてお知らせしたいと思います。

(事務局)

今日お集まりをいただいて、最終的に報告ができました。で、まだ若干時間がございますので、問題がありましたら事務局のほうまでご連絡をいただきたいと思います。 最終的には事務局の方で案をまとめまして、9月19日に報告をします。また、最終的なものは皆さまにお送りして、見ていただく機会を設けながら進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。